

専用フォームでも
受け付けています



市の所管する事務でないものは、市で回答できませんので、
それぞれの団体に直接お問い合わせください。

(例)

信号機や横断歩道の設置、交通規制に伴う
標識の設置、自転車の青切符制度に関する
こと、運転免許に関することなど

▶ 警察署

用紙は原本か市ホームページの
「市長への手紙」に掲載のものを
お使いください